



# 埼玉県報

第153号  
令和2年(2020年)  
10月27日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(情報システム課)
- 埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務課)
- 埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)

### 管理規程

- 公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

### 告示

- 予算の公表(財政課)
- 軽油引取税免税証の無効告示(税務課)
- 障害者就業・生活支援センターの住所変更に係る公示(雇用労働課)
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立越谷特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立宮代特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 埼玉県立川越特別支援学校及び埼玉県立所沢特別支援学校スクールバス運行業務委託

に関する落札者等の公示（特別支援教育課）

- 埼玉県立秩父特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立狭山特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立騎西特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立深谷はばたき特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県立和光南特別支援学校及び埼玉県立浦和特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- ネットワーク型監視カメラ装置の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察街頭防犯カメラシステムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（川越県税事務所）
- 県道川口草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5項に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

## 規 則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十八号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「知事等」を「知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「教育委員会等」を「教育委員会又はその管理に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一―七四

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四八）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十号

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和二年十月二十七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年公営企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「公営企業管理者等」を「公営企業管理者又はこれに置かれる機関（以下「公営企業管理者等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年十月二十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「病院事業管理者等」を「病院事業管理者又はこれに置かれる機関（以下「病院事業管理者等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和二年十月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成二十二年三月三十日流域下水道事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「埼玉県下水道事業管理者等」を「埼玉県下水道事業管理者又はこれに置かれる機関（以下「埼玉県下水道事業管理者等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

### 附 則

この規程は、令和二年十月二十七日から施行する。



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百号

埼玉県議会令和二年九月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）及び令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第九号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,749,962千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,266,919,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,435,935	131,514	3,567,449
	2 負担金	3,201,724	131,514	3,333,238
9 国庫支出金		354,342,981	87,998,055	442,341,036
	1 国庫負担金	112,526,683	1,704,167	114,230,850
	2 国庫補助金	235,717,796	86,287,888	322,005,684
	3 委託金	6,098,502	6,000	6,104,502
10 財産収入		10,969,708	1,060	10,970,768
	1 財産運用収入	6,008,342	1,060	6,009,402
11 寄附金		417,001	83,000	500,001
	1 寄附金	417,001	83,000	500,001
12 繰入金		89,872,202	△2,245,422	87,626,780
	2 基金繰入金	78,166,418	△2,245,422	75,920,996
14 諸収入		39,120,436	108,755	39,229,191
	4 受託事業収入	3,465,250	108,480	3,573,730
	7 雑入	16,523,222	275	16,523,497

15 県	債		210,305,000	1,673,000	211,978,000	
		1 県	債	210,305,000	1,673,000	211,978,000
歳	入	合	計	2,179,169,637	87,749,962	2,266,919,599

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		105,368,380	△1,464,517	103,903,863
	1 総務管理費	36,861,058	△16,157	36,844,901
	2 企画費	6,156,427	54,484	6,210,911
	3 県民費	10,985,621	△1,506,302	9,479,319
	4 環境費	9,220,833	3,458	9,224,291
3 民生費		436,504,842	14,961,999	451,466,841
	1 社会福祉費	322,793,115	14,626,245	337,419,360
	2 児童福祉費	102,201,878	335,754	102,537,632
4 衛生費		171,150,714	69,115,085	240,265,799
	1 公衆衛生費	134,600,512	69,113,911	203,714,423
	4 医薬費	12,262,999	1,174	12,264,173
5 労働費		5,680,766	19,501	5,700,267
	1 労政費	2,075,970	20,762	2,096,732
	2 職業訓練費	3,443,628	△1,261	3,442,367
6 農林水産業費		25,163,031	17,901	25,180,932
	1 農業費	8,590,058	2,454	8,592,512
	3 畜産業費	1,960,245	15,447	1,975,692

7 商 工 費		62,355,248	591,220	62,946,468
	1 商 工 業 費	61,988,298	129,166	62,117,464
	2 観 光 費	366,950	462,054	829,004
8 土 木 費		123,581,374	4,613,930	128,195,304
	2 道 路 橋 り よ う 費	52,002,750	1,535,287	53,538,037
	3 河 川 費	35,981,294	1,038,998	37,020,292
	4 都 市 計 画 費	24,128,380	2,039,645	26,168,025
9 警 察 費		147,396,199	△240,109	147,156,090
	1 警 察 管 理 費	135,443,473	△16,584	135,426,889
	2 警 察 活 動 費	11,952,726	△223,525	11,729,201
10 教 育 費		496,018,403	△65,048	495,953,355
	1 教 育 総 務 費	53,370,422	△43,984	53,326,438
	4 高 等 学 校 費	103,035,404	0	103,035,404
	5 特 別 支 援 学 校 費	46,818,960	0	46,818,960
	8 社 会 教 育 費	4,776,274	△1,795	4,774,479
	9 保 健 体 育 費	1,365,400	△19,269	1,346,131
14 予 備 費		500,000	200,000	700,000
	1 予 備 費	500,000	200,000	700,000
歳 出 合 計		2,179,169,637	87,749,962	2,266,919,599

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道路改築事業費	130,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	210,000
	3 河 川 費	河川改修事業費	60,000
		川の国埼玉はつらっプロジェクト推進費	207,000
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	667,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁内ネットワーク環境強化事業	令和3年度	48,620
新型コロナウイルス感染症専用医療施設整備事業	令和3年度	440,000



第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備事業	6,804,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,706,000		(補正前に同じ。)	
道路事業	5,721,000	同上	同上	同上	6,429,000		(同上)	
河川事業	5,868,000	同上	同上	同上	6,363,000		(同上)	
砂防事業	485,000	同上	同上	同上	502,000		(同上)	

街 路 事 業	2,153,000	同	上	同	上	同	上	2,678,000	(	同	)	上
警 察 署 庁 舎 建 設 事 業	1,532,000	同	上	同	上	同	上	1,558,000	(	同	)	上

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第9号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,470,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,308,390,144千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		442,341,036	39,556,945	481,897,981
	1 国庫負担金	114,230,850	1,785,600	116,016,450
	2 国庫補助金	322,005,684	37,771,345	359,777,029
12 繰入金		87,626,780	1,913,600	89,540,380
	2 基金繰入金	75,920,996	1,913,600	77,834,596
歳入合計		2,266,919,599	41,470,545	2,308,390,144

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		451,466,841	20,347,092	471,813,933
	1 社会福祉費	337,419,360	20,347,092	357,766,452
4 衛生費		240,265,799	21,123,453	261,389,252
	1 公衆衛生費	203,714,423	21,123,453	224,837,876
歳出合計		2,266,919,599	41,470,545	2,308,390,144

# 告示

## 埼玉県告示第千二百一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	11G097338	一	農業	
	一〇〇ㇿ			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県南埼玉郡宮代町字東七十八				
株式会社入の店				
免税証を交付した事務所				
埼玉県春日部県税事務所				
亡失年月日				
令和二年九月十日				

# 告示

## 埼玉県告示第千二百二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	社会福祉法人 あげお福祉会
変更事項	住所
変更前	埼玉県上尾市 緑丘二丁目二 番二十七号
変更後	埼玉県上尾市 緑丘二丁目二 番十一号
変更年月日	令和二年八 月二十五日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏 名 住 所

理事 丸 山 辰 夫 埼玉県加須市中渡六十番地一



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県本庄市東台二丁目八番二十六号 柳田 紀行

二 取消年月日

令和二年十月二十三日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

41,250,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立越谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

武州交通興業株式会社 東京都国分寺市西恋ヶ窪1丁目45番地19

5 落札金額

668,274,750円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立宮代特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

420,750,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕



1 購入等件名及び数量

埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2

5 落札金額

401,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川越特別支援学校及び埼玉県立所沢特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号

5 落札金額

493,680,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立秩父特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社新井運輸 埼玉県秩父郡皆野町大字金崎56番地

5 落札金額

255,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立狭山特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 8 月 25 日

4 落札者の氏名及び住所

丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋 4 丁目 1 番 35 号

5 落札金額

318,857,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 7 月 10 日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕



1 購入等件名及び数量

埼玉県立騎西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

247,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立深谷はばたき特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ファースト秩父バス 埼玉県秩父市品沢字宮前494番地1

5 落札金額

263,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

229,020,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番19号

5 落札金額

375,364,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕



1 購入等件名及び数量

埼玉県立和光南特別支援学校及び埼玉県立浦和特別支援学校スクールバス運行  
業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま  
市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年9月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社平成エンタープライズ 埼玉県志木市本町5丁目22番26号

5 契約金額

771,375,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
ネットワーク型監視カメラ装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区大崎1丁目6番3号
- 5 落札金額  
65,175,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和2年7月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察街頭防犯カメラシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

31,779,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年7月3日

# 告示

## 埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年十月二十七日

埼玉県川越県税事務所長 野村安久

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
日輸商事株式会社	代表取締役 齋藤 清市	埼玉県狭山市大字上赤坂六百二番地二	令和二年九月三十日

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

川口草加線	路線名
草加市柳島町字道通九〇四番五地先から 同市柳島町字道通九〇四番一地先まで	供用開始の区間
令和二年十月二十七日	供用開始の期日
令和元年八月三十日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三号で 告示した道路予定区域 の一部の供用開始であ る。	備考



## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年十月二 十二日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字松原百二十番 三、百二十番二、百二十一番一	指定に係る道路の位置
五・六一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)